

有識者検討会で御議論いただくことが考えられる論点〔たたき台〕

1 違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方について

インターネット上の表現に係る違法性及び差止請求の判断基準については、必ずしも明らかとはいえないものも少なくなく、このことは、削除要請や依頼等を受けた事業者の削除が進まない要因の1つとなっているものと考えられる。そこで、とりわけ事業者等の関心が高いと考えられる下記の類型について、違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方を御議論いただくことが考えられたところである。

(考えられる主な論点)

(1) 最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁の射程等¹

ア 「明らか」要件の解釈

イ 本案訴訟にも射程が及ぶか

ウ 検索事業者の提供する検索結果以外の情報の削除に射程が及ぶか

エ プライバシー以外的人格権の侵害の事例に射程が及ぶか

オ 検索結果に人格権侵害となる情報があるが、収集元ウェブページには人格権侵害となる情報がない場合に射程が及ぶか

(2) 名誉毀損を理由とするインターネット上の情報に係る差止請求権の判断基準

ア 差止請求権の判断基準²

イ 仮処分と本案訴訟とで、差止請求権の判断基準が異なるか

(3) プライバシー侵害を理由とするインターネット上の情報に係る差止請求権の判断基準

ア 差止請求権の判断基準

イ 仮処分と本案訴訟とで、差止請求権の判断基準が異なるか

ウ 前科等に関する事案における違法性の考慮要素及び具体的な判断基準

エ 公共性のない事実の公表が問題となる事案における違法性の考慮要素及び具体的な判断基準

¹ 検索事業者の提供する検索結果に関する事例である本決定の基準を、SNS上の投稿等にも用いる下級審裁判例が見られる現状を踏まえ、各人格権に基づく差止請求権の判断基準を検討するに当たり、まず、本決定の射程範囲を確認するという趣旨で御議論いただくことが考えられたことから、先頭に掲げたものである。

² 意見ないし論評の表明による名誉毀損の事例において、その基礎となる事実が黙示的にも表示されていない場合の違法性の考え方については、論点4で御議論いただくことが考えられる。

(4) 肖像権侵害を理由とするインターネット上の情報の差止請求権の判断基準

ア 差止請求権の判断基準

イ 仮処分と本案訴訟とで、差止請求権の判断基準が異なるか

ウ 検索結果として提供される肖像等の画像等^{*3}の削除に係る差止請求権の判断基準

※ 氏名権侵害に係る差止請求権については論点2で、名誉感情侵害に係る差止請求権については論点4で、それぞれ、違法性の考え方と共に取り上げていただくことが考えられる。

2 SNS等における「なりすまし」

いわゆる「なりすまし」に関しては、「なりすまし」行為それ自体がアイデンティティ権を侵害するとの考え方が提唱されているところではあるが、現時点では、アイデンティティ権の侵害を肯定した裁判例は見当たらない状況にある。

「なりすまし」行為自体による権利・利益の侵害が認められない場合でも、「なりすまし」で行われる個々の投稿等により、名誉権等、各種の権利・利益が侵害され得ると考えられるが、このような検討をするに当たっては、「なりすまし」で行われているという行為の性質を踏まえた適切な法的評価が必要であると考えられる。さらに、個々の投稿の違法性が肯定できた場合に、アカウント自体の削除を求めることができるのかという問題も残されている。そこで、このような「なりすまし」に関連する様々な問題点について御議論いただくことが考えられる。

(考えられる主な論点)

(1) なりすまし行為自体の違法性の有無及び差止請求の可否(アイデンティティ権による救済の可否)

(2) なりすまし行為自体に権利侵害が認められない場合の法律構成

ア 名誉毀損

(ア) なりすまされていること(本人による投稿ではないこと)が一般読者の普通の注意と読み方に照らして明らかな場合の社会的評価の低下の有無

*3 Googleの画像検索等で、氏名を入力して検索した際に検索結果として表示される画像が肖像等である場合。

- (イ) なりすまされていることが一般読者の普通の注意と読み方に照らして明らかではない場合（本人による投稿であると認識される場合）の社会的評価の低下の有無
- イ プライバシー侵害
- ウ 肖像権侵害
 - (ア) 自らインターネット上に投稿した肖像等の画像等が無断転載された場合の肖像権侵害の考え方
 - (イ) 一般の閲覧者には被害者が同定できない肖像等の画像等の投稿による肖像権の侵害（被害者の同定の要否と程度）
- エ 氏名権の侵害
 - (ア) 氏名を冒用されない権利に係る違法性の判断基準及び差止請求権の判断基準
 - (イ) 氏名を正確に呼称・表記される利益に係る違法性の判断基準及び差止請求権の判断基準
 - (ウ) その他の法律構成
- (3) なりすまし行為自体が違法といえない場合のアカウント自体の削除の可否

（考えられる関連する論点）

- (1) 性的な目的で行われるスポーツ選手の盗撮，写真や動画の投稿等に関する諸問題
 - ア 被害類型の整理
 - イ 類型別の違法性の考え方
- (2) 削除範囲に関する問題
 - ア 電子掲示板等におけるスレッド自体の削除の可否
 - イ ブログ記事等⁴における情報量の多い1つの投稿の一部にのみ権利を侵害する記載がある場合の削除の範囲

3 他の投稿等と相まって被害者や意味内容を特定できる投稿等の法的評価等，インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題

問題となる投稿にはフルネーム等，個人を直接特定できる事項が示されていないが，他の投稿を参照することで誰に対する投稿なのかが分かる場合や，投稿内に貼られたリンク先の情報も読み込めば相手方の社会的評価

⁴ まとめサイトについては，論点3において取り上げていただくことが考えられる。

の低下やプライバシーの侵害が認められる場合など、インターネット上の表現の特性を踏まえた事実認定、法的評価が必要となる場合がある。しかし、対象となる投稿以外の情報を、どこまで、どのように考慮してよいのかといった点についての判断は、必ずしも容易ではない。さらに、まとめサイトやリツイートによる権利侵害など、行為そのものをどのように評価すべきかが問題となる事案もある。そこで、このようなインターネット上の表現の特徴を踏まえた事実認定、法的評価の在り方について御議論いただくことが考えられる。

(考えられる主な論点)

(1) 被害者の同定や摘示された事実の認定に関し、どの範囲の情報を考慮することができるか

- 例
- ① スレッドやウェブページのタイトル
 - ② 同一のスレッド又はウェブページ内の前後の投稿
 - ③ 関連する別のスレッド又は同一のウェブサイト内の他の投稿
 - ④ 特定のSNSアカウントのタイムライン上の前後の投稿
 - ⑤ SNSにおける同一ツリー内の他の投稿
 - ⑥ 同一のハッシュタグが付された他の投稿
 - ⑦ リンク先の記事
 - ⑧ 検索エンジンで検索することにより表示される情報

(2) まとめサイトをめぐる諸問題

ア まとめサイトにおける記事の作成・公表は、原投稿とは別個独立の表現行為か

イ まとめサイトにおける記事の違法性の判断方法

- (ア) 原投稿に編集、加工等が加えられている場合
- (イ) 原投稿をそのまま転載している場合

ウ まとめサイトのコメント欄にされた投稿に係る違法性の判断方法

エ 記事中の一部の情報のみが違法である場合の削除の範囲

(3) リツイート等による権利侵害

ア リツイート (T w i t t e r)

イ いいね (T w i t t e r , F a c e b o o k)

(4) リンクの設定による権利侵害(リンク先の情報にのみ権利を侵害する情報がある場合等)

(5) 基礎となる事実が明示されていない意見ないし論評の表明による社

会的評価の低下及び違法性阻却事由⁵

(6) ハンドルネームに対する権利侵害⁶

4 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿

個々の投稿それ自体が名誉毀損や名誉感情侵害に当たるとは言えない場合でも、それが特定の個人に向けて大量に行われれば、当該個人が深刻な精神的苦痛を被るとの指摘がある。救済の必要性は高いが、既存の法理では、権利侵害を肯定するのは困難な場合が多いように思われるところ、ハード・ロー、ソフト・ローの役割分担を含め、あるべき法的対処の在り方について、御議論いただくことが考えられる。

(考えられる主な論点)

- (1) 名誉感情侵害の判断基準の具体的な判断基準⁷
- (2) 名誉感情侵害を理由とする差止請求の可否及び判断基準
- (3) 特定の者が大量に投稿している場合の名誉感情侵害及び削除に係る差止請求権の判断基準並びに削除の範囲
- (4) 複数の者により全体として大量に誹謗中傷の投稿がされた場合の名誉感情侵害及び削除に係る差止請求権の判断基準並びに削除の範囲
- (5) 名誉感情侵害も肯定できない場合の対処の在り方

(考えられる関連する論点)

- (1) 法人の名誉感情侵害の成否

5 集団に対するヘイトスピーチについて

いわゆる集団に対するヘイトスピーチは、個別的権利救済の仕組みの下では個人に対する権利侵害を認定することが困難である場合が少なくない。そもそも表現の自由と比較衡量すべき被侵害利益が何かという点にすらコンセンサスがないうという指摘もある。インターネットにおいても、集団に対するヘイトスピーチと見られる投稿が多数認められる中、これへの

⁵ ロコミサイト等を中心によく見られる類型の投稿である。判例の違法性阻却事由は、基礎となる事実の真実性を要件としているため、基礎となる事実が黙示的にも摘示されていない場合の判断の方向性について、御議論いただくことが考えられる。

⁶ 芸名などと異なり、ハンドルネームを通じた社会活動をしていない場合には、権利侵害が認められない傾向にあるように思われる。

⁷ プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインは、名誉感情侵害について一定の基準を設けるのは困難であるとして判断基準を示していない。同発信者情報開示関係ガイドラインには、名誉感情への言及自体がない。

対処について、ハード・ロー、ソフト・ローの役割分担をも含め、御議論いただくことが考えられる。

(考えられる主な論点)

- (1) ヘイトスピーチによる被侵害利益
- (2) 特定の個人に向けられたヘイトスピーチの違法性及び差止請求権の判断基準
- (3) 集団等に向けられたヘイトスピーチの違法性及び差止請求権の判断基準
- (4) 選挙運動等として行われるヘイトスピーチの違法性及び差止請求権の判断基準
- (5) 権利侵害が認められないヘイトスピーチへの対処の在り方

6 識別情報の摘示

法務省の人権擁護機関では、特定の地域を同和地区であると指摘する情報などを「識別情報の摘示」と呼び、特定の個人の人権を侵害するとはいえないものの、人権侵害を助長、誘発する行為であることから、削除要請の対象としている。

もともと、これについては、一般的には権利侵害があるとはいえないことや、日本独自の人権問題であることなどから、海外事業者の理解を得るのが容易ではない。そこで、識別情報の摘示による権利侵害の有無や、権利侵害が認められない場合の対処の在り方について、御議論いただくことが考えられる。

(考えられる主な論点)

- (1) 特定の個人が同和地区出身であると示す情報による権利侵害の有無
- (2) 特定の地域を同和地区であると示す情報による権利侵害の有無
- (3) 特定の地域を同和地区であると示す情報が個人の権利を侵害するとはいえない場合の対処の在り方

7 書き込みを削除しないプロバイダ等の責任について

プロバイダ責任制限法は、書き込みを削除しないプロバイダ等が民事上の損害賠償責任を負わない場合を定めており、いかなる場合に損害賠償責任を負うかは解釈に委ねられている。裁判例の中には、「条理上の作為義務」という基準を用い、考慮要素を示したものも存在するが、より具体的な基準があり得るのか等も含め、書き込みを削除しない場合のプロバイダ等の損害賠償責任について御議論いただくことが考えられる。

(考えられる主な論点)

- (1) プロバイダ責任制限法が適用されるプロバイダ等の損害賠償責任の判断基準
- (2) 検索事業者の損害賠償責任の判断基準（検索事業者の提供する検索結果が対象になる場合、損害賠償にも「明らか」要件が適用されるのか等）

8 ハード・ローとソフト・ローの役割分担について

特定の個人の権利・利益を侵害する違法な書き込みとまではいえないものであっても、事業者による約款等を通じた柔軟な取組が望まれる場合があると思われる。既に見た、個別には違法性を肯定し難い大量の投稿，集団に対するヘイトスピーチや，識別情報の摘示などの論点において，個人の権利・利益が侵害されない表現であっても，事業者の自主的な対応が求められる表現類型があることが明らかとなっている。削除等の取組に消極的な海外事業者等に積極的な対応を促すべく，このような，ハード・ローとソフト・ローの役割分担の在り方について，御議論いただくことが考えられる。

(主な議題)

- ア 約款等による自主的な対応の利点と注意点
- イ 約款等により自主的に対応すべき具体的な表現類型
- ウ 違法性の判断基準を示すガイドラインの充実

9 行政機関によるインターネット上の表現行為に対するモニタリング

近時，相当数の地方公共団体が，インターネット上の誹謗中傷をモニタリングし，プロバイダ等に対して削除依頼を行っているようである。また，警察や学校においても，インターネット上のいじめや児童の性的搾取等を防止すべく，モニタリングを実施している。このようなモニタリングは，表現の自由と緊張関係に立つとの指摘がある一方で，人権侵害を未然に防ぐ，あるいは，その回復を早めるものとして有益だとの指摘もある。そこで，このようなモニタリングの必要性・有用性の有無や，行政機関がこれを実施するとした場合に踏まえるべき条件等について，御議論いただくことが考えられる。

10 その他の関連する論点